

看護師等による静脈注射の実施について

看護師等による静脈注射の実施について（案）

現行の厚生省医務局長通知（昭26.9.15 医収517）を改め、看護師等が静脈注射を実施できるものとする。

〈理由〉

1. 法解釈と実態との乖離がある。
2. 医療施設や在宅においても看護職員が静脈注射を実施することへの国民のニーズは高まってきている。
3. 看護教育においては、すでに静脈注射に関する原理原則、薬剤の作用及び特性、緊急時の対応等が習得され、緻密な観察に基づく的確な判断力と技術力のある看護職員が育成されている。
4. 昨今の医療用器材の進歩はめざましく、注射針の性能も向上し、テフロン製の静脈内留置針や翼状針が開発され、血管内への薬剤の注入がより確実となり、技術的にも困難性が薄れてきている。

（参考） 静脈注射が禁止されてきた理由

昭和26年の厚生省医務局長通知において、静脈注射が看護師の業務外であると判断された理由は、以下の2点であった。

- ① 薬剤の血管注入により身体に及ぼす影響が甚大（静脈注射は全身に薬液が行き渡るのが迅速で、薬理効果が強力である反面、重篤な副作用を起こす危険性も高い）であること
- ② 技術的に困難であること

具体的対応策（案）

1. 静脈注射実施に関する解釈通知の変更

○安全に実施するための管理体制の確立、看護の手順書の作成

2. 看護基礎教育における教育内容の提示

○看護学校養成所に対する通知

3. 院内での静脈注射教育内容の提示

○病院、診療所、関係団体への通知

4. その他

静脈注射に関連する充実すべき教育の例
(看護基礎教育)

1. 薬理学の強化

薬剤が体内に吸収されてから排泄されるまでの生体の生理的変化
薬剤の適用、用法、禁忌、副作用、適用上の注意、混合可否

2. 静脈注射に関するインフォームド・コンセント、患者教育

3. 静脈注射実技

1) 必要物品の理解：種類・選択

2) 滅菌物の取り扱い

3) 静脈注射の実施

① 指示書の確認

② 刺入部位の選定：必要物品の準備、適切な静脈の選択

③ 刺入方法：角度、針の持ち方

④ 固定方法：刺入部位、薬効、副作用、滴下速度

⑤ 観察：刺入部位、薬効、副作用、滴下速度

4) 終了後の観察

4. 感染・安全対策

1) 処置前後の手洗い

2) 針刺し事故の防止

3) 医療廃棄物の取り扱い

5. 救急時の対応

静脈注射に関連する充実すべき教育の例
(院内教育)

1. 集合教育

- 1) 与薬システム
- 2) 感染・安全対策 (リスクマネジメント含む)
- 3) 救急時の対応

気道の確保、バイタルサインの測定、全身状態の観察

2. 各病棟における個別指導の実施

各病棟の特性を踏まえ実践をくりかえすことで技能の習得を図る
各病棟におけるプログラムの例

- 1) 循環器病棟
 - ① 強心剤の使用法：与薬量、滴下速度
- 2) 腫瘍病棟
 - ① 抗癌剤の与薬 (薬効、副作用、血管外漏出の対処方法)
 - ② 麻薬の管理 (取り扱い、持続注入)
- 3) 小児病棟
 - ① 静脈の選択、固定方法
 - ② 微量点滴セットの取り扱い
- 4) 手術室
 - ① 麻酔薬の管理 (取り扱い、副作用)